

令和4年第9回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年9月30日(金) 13時45分		
出席委員 (16名)	1番	二月田 努	
	2番	中 園 真 一	
	3番	相 良 悟	
	5番	中 村 優 志	
	6番	田 代 一 友	
	8番	有 村 啓 太	
	9番	東 鶴 昭 雄	
	11番	清 水 和 子	
	12番	岡 村 勝 敏	
	13番	山之内 悟	
	14番	笹 峯 久 雄	
	15番	大 山 茂 美	
	16番	長 崎 恵里子	
	17番	今 村 浩 一	
	18番	常 盤 信 一	
	19番	槐 島 睦 夫 (会 長)	
欠席委員 (3名)	4番	鎌 田 陽 一	
	7番	松 下 さえ子 (会長職務代理者)	
	10番	上 原 雄 二	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長	堀ノ内 敬久	主幹兼グループ長 下久保 弘
	主 査	藤原 卓也	主 査 剥岩 泰三
			サブリーダー 中村 真貴子
			主 査 徳永 香理
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1「農地利用変更届」について</p> <p>2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について</p> <p>3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について</p> <p>5「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について</p>		

開 会 13時45分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	<p>それでは令和4年第9回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の出席農業委員ですが、4番委員、7番委員、10番委員より欠席届が出されておりますので16名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告</p>

	をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 17 番委員と 18 番委員の両名を指名いたします。よろしくをお願いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	まず、議案第 1 号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査員の報告を求めます。 溝辺 1 を 3 番委員。
3 番委員	1 号 1 番について報告いたします。この件につきましては、地区担当委員の 1 番委員も確認・調査してもらっております。届出地は溝辺小学校の北東に位置し、既に建設済である。利用変更目的は農業用機械倉庫を建設するものである。なお、平成 29 年に建設済みで、その際、変更届も出されております。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われます。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上です。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」については、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第 2 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 3 件、利用権設定 22 件、中間管理権の設定 1 件の合計 26 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 15 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。各地区の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 3 件、筆数 4 筆、面積 4,589 ㎡、利用権設定 22 件、筆数 34 筆、面積 48,285 ㎡、中間管理権設定 1 件、筆数 1 筆、面積 3,260 ㎡、このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 11 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 と牧園 2 を 16 番委員。
16 番委員	3 号 1 番について報告いたします。申請地は霧島市消防局の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 39,905 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 3 号 2 番について報告いたします。申請地は三体小学校の西と北西に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、現在福岡県に居住しているが、空き家バンクに登録された農地付き物件を購入し、転入後 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,066 m ² で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、国分 3、4 を 13 番委員。
13 番委員	はい。国分 3、4 について続けて報告いたします。 まず 3 号 3 番です。申請地は市営川内団地の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,392 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 3 号 4 番について報告をいたします。申請地は国分南中学校の北東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和 13 年 7 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されております。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 6,580 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 5 を 18 番委員。

18 番委員	3号5番を報告いたします。申請地は向花小学校の北西に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は18,866㎡で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園6を11番委員
11 番委員	3号6番について報告いたします。申請地は中福良公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,331㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、霧島7を6番委員。
6 番委員	3号7番を報告します。申請地は狭名田自治公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,720㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人8から11まで7番に代わり5番委員。
5 番委員	<p>3号8番と11番は譲受人が一緒ですので、まとめて報告いたします。申請地は、3号8番は春山公民館の北西に位置し、現況は畑である。3号11番は剣之宇都公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,116㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして第3号9番と3号10番も譲受人が一緒ですので、まとめて報告いたします。申請地は、3号9番は始良・伊佐地域振興局の東に位置し、現況は田である。3号10番は始良・伊佐地域振興局の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,170㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
14 番委員	はい。
議長（会長）	はい。14番委員。
14 番委員	国分1についてお伺いします。受人は※※市在住ですが、国分の方に土地をお求めですが、今後こちらに展開されるということでしょうか。

議長（会長）	16 番委員。
16 番委員	※※の方から 50 分かかるといふことで、通作されるといふことでお伺いしています。
議長（会長）	通作されるといふことですね。
16 番委員	はい。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
14 番委員	はい。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 4 号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 1 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 福山 1 を 16 番委員。
16 番委員	4 号 1 番について報告いたします。申出地は池ノ段公民館の南西に位置し、現況は畑である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われます。以上です。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外 1 件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 2 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。これも調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 4 番に代わり 5 番委員。
5 番委員	5 号 1 番を報告いたします。申請地は舞鶴中学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。

議長（会長）	次に、霧島 2 を 6 番委員。
6 番委員	5 号 2 番を報告します。申請地は春山公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、10 月 5 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 17 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 から 3 まで 17 番委員。
17 番委員	はい。第 6 号 1 番から 3 番まで報告いたします。 まず、6 号 1 番。申請地は舞鶴中学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 4 年 10 月 5 日から令和 7 年 9 月 30 日までで、一時転用期間終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。また、特別班で調査した結果でございますけど、優良農地でもありますので、一時転用期間中も引き続き代替地を探していただくようお願いしたいと思います。 続きまして 6 号 2 番。申請地は国分湊地区公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 2 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 6 号 3 番。申請地は下井公民館の南西に位置しており、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 4 と福山 5 を 18 番委員。
18 番委員	6 号 4 番、5 番を続けて報告させていただきます。 まず、6 号 4 番。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作であります。なお、昭和

	<p>60年8月26日に、515番2については、一般住宅として5条許可をされておりましたけれども不履行にしてしまったという経緯書が添付されております。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は建売住宅26棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。</p> <p>次に6号5番。申請地は堀之頭公民館の南西に位置し、現況は畑であります。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当するものと思われます。転用目的は風況観測塔を設置をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。一時転用の期間については令和4年11月1日から令和6年4月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分6から9まで、4番に代わり5委員。
5番委員	<p>6号6番を報告します。申請地は松木地区公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして6号7番を報告します。申請地は天降川小学校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号8番を報告します。申請地は天降川小学校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号9番を報告します。申請地は新川公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく国分10を17番委員。
17番委員	6号10番。申請地は久保田公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上でございます。
議長（会長）	同じく国分11を18番委員。
18番委員	6号11番を報告します。申請地は府中地区公民館の南西に位置し、現況は田であります。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は共同

	住宅用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 12 を 3 番委員。
3 番委員	6 号 12 番を報告いたします。申請地は論地地区自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川 13 を 12 番委員。
12 番委員	6 号 13 番を報告します。申請地は二牟礼集落センターの南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。なお、山林化するとありましたが、内容は杉、ヒノキではなく紅葉を植林するということでありました、また、近隣の了解ももらっていますということでした。以上報告を終わります。
議長（会長）	次に、隼人 14、15 と同じく隼人 16 を 7 番に代わり 5 番委員。
5 番委員	14 と 15 を報告いたします。14 番が所有権移転、15 番が賃貸借ですが、受人が同一なので併せて報告いたします。申請地は馬場公民館の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は 14 番が整備工場 1 棟、洗車場 1 棟、車置場、15 番が排水路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 6 号 16 番を報告します。申請地は西瓜川原公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、商品保管場、廃棄処分物一時仮置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人 17 を 10 番に代わり 8 番委員。
8 番委員	6 号 17 番を報告します。申請地は原公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は看板用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
2 番委員	はい。
議長（会長）	はい、2 番委員。
2 番委員	17 ページ、国分 1 について、事務局の方にお尋ねいたします。1 種農地の 6,765 m ² ということで大きな面積ですけれども、そこを一時転用して駐車場にするということではありますが、そ

	の計画等について詳しく説明をお願いしたいと思います。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	ご説明いたします。まず、今回の申請につきましては一時転用ということで、3年間の事業計画であり、撤去まで含む計画申請であります。（航空写真により説明）赤で囲ってあるところを建設用のシートで覆いまして、その上にシラスを載せて、約70センチ程度盛土をする。表土は碎石を入れて駐車場として利用する予定であります。周辺につきましては、水路際は張りコンをするという計画で土地改良区さんと協議をされているということです。南側の農地の方には水が行かないように水路を計画するというので申請をされております。以上です。
議長（会長）	只今の説明でよろしいでしょうか。
2番委員	はい。
議長（会長）	他にご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、10月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 隼人1、2を5番委員。
5番委員	議案第7号1番所有権移転、2番賃貸借権は申請人が同一のため、併せて報告いたします。申請地は馬場公民館の南に位置し、現況は不耕作である。転用目的は整備工場1棟、洗車場1棟、排水路、車置場を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。また、隣接地宅地、雑種地、5条申請一体利用で、全体計画面積は4,682㎡である。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	はい。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい全員賛成であります。よって、本案件は、承認することといたします。 以上で、令和4年第9回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、皆様方から何か「その他」はございませんか。

	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい、それではあっせんについてこれから行いたいと思います。当日資料の一番最後のページになります。9番委員お願いいたします。
9番委員	はい。それではご説明いたします。令和4年第8回霧島市農地利用最適化推進会あっせん申出「売渡・貸付」希望、番号、横川3、横川4について、権利移動の相手方となるべき者が2人以上いることを報告をいたします。
議長（会長）	はい。只今、説明をいただきましたが、只今の説明でよろしいでしょうか。ご意見等ございますか。事務局よろしいですか。
事務局	はい。霧島市農地移動適正化あっせん事業実施手続規程第3条において、あっせん会議を開催するかを総会へ諮り、開催決定の場合は総会においてあっせん委員2名を指名することになります。以上です。
議長（会長）	事務局より説明がございましたが、あっせん会議を開催するかどうかについて、皆様方にお諮りをいたします。説明がありましたとおり、令和4年8月あっせん申出の「売渡・貸付」の横川3と4につきましては、権利移動の相手方となるべき者が2人以上いるということで、「あっせん会議」を開催することにつきまして、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本申出につきましては「あっせん会議」を開催することに決定いたしました。 次に、あっせん委員を2名指名を行います。本地区の担当委員である東鶴委員と弓削委員を私の方から指名をしたいと考えておりますが、これにつきまして何かご異議はございますでしょうか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	よろしいでしょうか。それではご異議なしとのことでございましたので、東鶴委員と弓削委員の両名をあっせん委員に指名いたします。よろしく申し上げます。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ないようですので、以上で令和4年第9回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 なお、来月6日より全国和牛能力共進会が開催されますので、畜産農家以外の方もですね、ぜひ見ていただきたいと思いますと考えております。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14時45分

17番 _____

18番 _____

19番 _____